

公 示

「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（測量、地質調査、調査・検討・設計、被災状況調査）」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和7年1月29日

国土交通省関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長
斎藤 充則

記

1. 協定の目的

相模川水系広域ダム管理事務所の管理するダム管理施設等で発生した災害の応急復旧に
応急復旧に関し、これに必要な資機材及び労力等について相模川水系広域ダム管理事務所
と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施
設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、下記の業務内容を想定しています。
なお、各区分を重複しての申請も可とするが、その場合は区分毎にそれぞれ申請すること。
また、業務実施内容は、本協定締結会社が実施可能な範囲とする。

区 分	内 容
区分（１）	地上測量に関する業務
区分（２）	空中写真測量に関する業務
区分（３）	地質調査に関する業務
区分（４）	ダム本体及び関連施設の調査・検討及び設計に関する業務
区分（５）	無人航空機による被災状況調査等に関する業務

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格の認定については協定区分毎に下記のとおりとする。
 - ①区分（１）、（２）
関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において「測量」にて令和7年2月6日までに申請を行い受理されて、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。
 - ②区分（３）
関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において「地質調査業務」にて令和7年2月6日ま

でに申請を行い受理されて、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

③区分（４）、（５）

関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において「測量」又は「土木関係コンサルタント業務」にて令和7年2月6日までに申請を行い受理されて、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

※会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされてる者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。

- （３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けていないこと。
- （５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （６）設計共同体については、本協定の対象としない。
- （７）本店、支店、営業所の所在については協定の締結区分毎に、下記のとおりとする。

①区分（１）、（２）

本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式3（以下、「資格審査営業所一覧」という。）」に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量登録申請書に記載してある営業所をいう。

③区分（３）

本店、支店又は営業所が神奈川県内又は東京都内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書（以下「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専行科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

④区分（４）、（５）

本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書に記載された本社（店）をいう。

- 「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書（以下「資格審査営業所一覧」という。）に記された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専行科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に１名以上駐在）している支店等営業所をいう。
- (8) 令和５年度以降令和６年度末までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務における、４．（２）の区分毎の業種区分の平均業務成績が６０点以上であること。
但し、国土交通省等発注業務の実績（１００万円を超える業務）がない場合は、この限りではない。

※「国交省等」とは、以下のものをいう。

各地方整備局、北海道開発局、国土地理院、国土技術製作総合研究所、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも農水、漁港、港湾空港関係を除く）

４．協定期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

５．申請書類

- (１) 申請書（区分（１）、（２）、（３）、（４））

申請書（様式－１）

申請書（区分（５））

申請書（様式ド－１）

- (２) 調査表（区分（１）、（２）、（３）、（４））

調査表（様式－２、３、４）

調査表（区分（５））

調査表（様式ド－２、３、４）

※調査表は、令和７年２月２６日現在で作成して下さい。

６．申請書類の提出

申請書類を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、又は電子メールにより提出して下さい。

郵送で提出する場合は、封筒の表に業者名、協定名の郵送である旨を記載して下さい。

電子メールの場合は、申請書類の形式はMicrosoft-word形式もしくはPDF形式で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

複数の協定の締結区分の申請も可とするが、その場合は区分毎にそれぞれ申請すること。

- (１) 受付期間

令和７年１月２９日（水）から令和７年２月２６日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く８時３０分から１７時１５分までとします。

- (２) 受付場所及び問い合わせ先

〒２５２－０１５６ 神奈川県相模原市緑区青山字南山２１４５－５０

関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課

電話：０４６－２８１－６９１１

電子メールアドレス：kaneko-n8310@mlit.go.jp

担当 施設管理課 金子 昇

(3) 提出物及び部数

提出物（区分（１）、（２）、（３）、（４））

申請書（様式－１）

調査表（様式－２、３、４）

提出部数 １部

提出物（区分（５））

申請書（様式ドー１）

調査表（様式ドー２、３、４）

提出部数 １部

7. 審査基準

下記における審査項目についてそれぞれ評価を行います。

(1) 企業の業務実績

①区分（１）、（２）、（３）、（４）

平成２６年度から公告日までに完了した次に示す業務において、１件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が６０点未満（国土交通省等発注業務において平成２０年６月１６日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については６５点未満、平成２１年２月１６日以降公示した予定価１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については６５点未満、平成２５年１０月１日以降公示した予定価１００万円を超えて１，０００万円以下の業務のうち、その落札価格が品質確保基準価格を下回る価格で契約を行った業務については、６５点未満）の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者の者と確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県が発注した業務のうち、上記２．の区分毎に次に示した業務。

区分（１）：地上測量に関する業務

区分（２）：空中写真測量に関する業務

（空中写真測量、航空レーザ測量、三次元点群測量）

区分（３）：地質調査に関する業務

区分（４）：計画、検討、設計に関する業務

②区分（５）

航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１３２条による許可及び第１３２条の２ただし書きの規定による承認を受けており、継続して承認を受けられる者。

以下の要件を満たし、これを申請書で確認できること。

要件	必要とされる内容	選定されない要件
無人航空機の性能	協定締結を希望する会社が、航空法に基づく無人航空機の登録が済んだ、静止画・動画	左に該当する機体を有していない場合は選定しない。

	機能を有する機体認証（第一種）又は機体認証（第二種）の機体を保有していること。	
緊急時における移動時間について	緊急時において、実務を担当する会社（活動基地等）から相模川水系広域ダム管理事務所までの移動時間が24時間以内であること。	24時間以上かかる場合は選定しない。
災害現場等での実績	過去に、災害現場等において、無人航空機を活用し、被災状況調査等（撮影及び画像解析）を行った実績	－
メンテナンス体制	メンテナンス体制が整備されている	整備されていない場合は選定しない。

技術者は、協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることを言う。

技術者は、以下のいずれかの資格を保有し、申請書で確認できること。

要件	必要とされる内容	選定されない理由
無人航空機の操縦に関する資格	航空法に基づく無人航空機操縦者技能証明において、技能証明（一等）又は技能証明（二等）を取得していること。	左に該当する資格を有していない場合は選定しない

（２）配置予定技術者の資格

協定締結の区分毎に以下のいずれかの資格を保有すること。

① 区分（１）、（２）

測量士

②区分（３）

ア) 技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）

イ) 技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）

ウ) 国土交通省登録技術者資格 施設分野：地質・土質 業務：調査

エ) R C C M（専門技術部門を「地質」又は「土質及び基礎」）（上記ウを除く）

オ) 地質調査技士

カ) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

③区分（４）、（５）

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）

イ) 技術士（建設部門）

ウ) 国土交通省登録技術者資格【施設分野：河川・ダム、業務：計画・調査・設計】

エ) R C C M（上記ウを除く）

オ) 土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（上記ウを除く）

8. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（測量・地質調査・被災状況調査）（以下、「災害協定（測量・地質調査・被災状況調査）」という。）の選定結果を申請者へ書面にて通知する。

なお、通知は令和7年3月11日（火）を予定しています。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知を受けた申請者は、相模川水系広域ダム管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由書式）により説明を求めることができる。なお、持参、郵送（書留に限る。必着のこと。）又は電子メール（書面はPDF形式とする）で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

（1）提出期限

令和7年3月12日（水）から令和7年3月19日（水）までの（土日祝日を除く）8時30分から17時15分までとする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和3月27日（木）まで（土日祝日を除く）に電子メールで担当者あて通知する。

10. その他

（1）申請書類作成に要する費用は、提出者の負担とします。

（2）申請書類は、相模川水系広域ダム管理事務所のホームページの「最新のお知らせ」からダウンロードして下さい。相模川水系広域ダム管理事務所ホームページアドレス<http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/>

（3）提出された申請書は、当目的以外には使用しません。

（4）提出された申請書、調査票は返却しません。

（5）災害協定締結後、所定の書式により、緊急時・平常時の連絡先及び資機材、技術者の保有等の状況調査を行います。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、携帯電話番号及びメールアドレス

・技術者の人数

協定に基づく出勤可能な技術者の人数

・他機関との協定状況

他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6.（2）の受付場所と同じ。

④提出方法

持参、郵送又は電子メールによる。

（6）令和7年度以降の関東地方整備局における「測量」、「地質調査業務」又は「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。

（7）簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）における加点について

本災害協定を締結する者は、相模川水系広域ダム管理事務所が発注する簡易公募型競争入札（総合評価落札方式）で有利に評価される業務があります。

（8）協定に基づく業務の依頼について

本協定に基づく出勤の依頼については、事案の場所、規模、発生時に出勤できる

人員等の状況等を考慮して行う。

(9) 協定の解除

提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。

(10) 本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査表については、当事務所のホームページにて、閲覧が可能です。

以 上